

問題 1. 外為法第 48 条第 1 項中の政令とは、「輸出貿易管理令」のことである。

問題 2. 東京の貿易会社 X は、フランスのソフトメーカー Y から外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信ソフトが入った DVD (20 セット) を購入し、輸入したが DVD の表面にキズがあったので、全品フランスに返品することになった。この場合、暗号通信ソフトは、もともとソフトメーカー Y のものであり、返品するだけなので、一切役務取引許可は不要である。

問題 3. 大阪の貿易会社 X は、化学品 A (10 キログラム) が輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に該当することを購入先のメーカーから知らされていなかった。そのため、貿易会社 X は、輸出許可を取得しないで、タイのメーカーに化学品 A を輸出してしまった。この場合、貿易会社 X は、化学品 A が輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に該当することを知らなかったため、無許可輸出として外為法違反に問われることはない。

問題 4. 東京にあるメーカー X の技術部長は、来週、モスクワを訪問し、現地のメーカー Y に外為令別表の 5 の項に該当する合金の製造技術について、口頭で 3 分程度説明する予定である。このようにリスト規制該当技術を口頭で 3 分程度説明する場合、役務取引許可は必要である。

問題 5. 輸出令別表第 4 に掲げる地域とは、いわゆる懸念国を指し、イラン、イラク、北朝鮮の 3 ヶ国をいう。

問題 6. 北海道にある A 市の保健所長は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に該当する菌 α をハンドキャリーで、アメリカにある B 大学に輸出する予定である。この菌 α は、基礎科学分野の研究活動に使用されるので、輸出許可は不要である。

問題 7. 東京にあるメーカー A は、タイにある家電メーカー B から、家電製造用に輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (価額 60 万円) と輸出令別表第 1 の 7 の項 (6) に該当する太陽電池セル (価額 70 万円) の注文を受けた。なお、いずれも告示貨物ではない。この場合、メーカー A は、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 8. 東京にあるメーカー A は、都内にある外国の大使館から、輸出令別表第 1 の 8 の項に該当するサーバー 2 台の注文を受けた。当該サーバーは、大使館内で使用される。メーカー A が、当該サーバーをこの大使館へ納品する場合、「輸出」にはあたらないので、輸出許可は不要である。

問題 9. 大阪にある貿易会社 X の海外営業部の A 課長は、サウジアラビアにあるメーカー Y より、石油プラント用に輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当するバルブ 10 セットを受注した。貿易会社 X が、経済産業大臣宛に輸出許可申請をする場合、申請者の欄には、受注した担当者名を記載することになっているので、貿易会社 X の A 課長名で輸出許可申請をすればよい。

問題 10. 東京のメーカー A は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する潤滑油 (価額 1,000 万円) を来週、英国の航空メーカー B に整備用として輸出する予定である。この場合、メーカー A は、キャッチオール規制については、経済産業大臣から通知 (インフォーム) を受けた時だけ、輸出許可申請をすればよい。 下線部分の説明は正しい。

問題 11. 名古屋にあるメーカー A は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業 B から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する自動車用のガラスの注文を受けた。この場合、用途が民生用途であることが明らかであっても、メーカー A は、輸出許可申請が必要である。

問題 12. 東京にあるメーカー A は、タイにあるメーカー B から、1 つの契約で、輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する工作機械 4 台 (総価額 4,000 万円) を受注した。製造の関係で、今年の 9 月、10 月、11 月、12 月の 4 回に分けて、タイへ輸出することになった。この場合、輸出許可は、1 度取得すればよい。

問題 13. 大阪のメーカーAは、タイの警察から、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号通信装置2台を総額700万円で受注した。用途は、パトロール用の警察無線に用いられるものであることがわかっているが、この場合、メーカーAは、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を用いて直ぐに輸出することができる。

問題 14. 東京の貿易会社Aは、上海にあるメーカーB社から輸出令別表第1の16の項に該当する特殊鋼Xを贈与されたので、ドバイにあるメーカーC社に販売しようとしたところ、メーカーCから、この特殊鋼Xで化学兵器の部品を製造すると連絡を受けた。なお、特殊鋼Xは、上海からドバイに直接輸出される。この場合、貿易会社Aは、メーカーCとの契約前に、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。

問題 15. 東京のメーカーAは、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械Xについて、輸出許可を取得し、タイにある日系の自動車メーカーBに輸出した。1年後に故障し、修理のため、工作機械Xを日本に戻したが、故障の原因が分からないため、工作機械Xと同機種・同仕様の工作機械を交換として、メーカーBに輸出する場合、輸出許可は再度、必要である。

問題 16. 外為法では、外国人は常に「非居住者」として取り扱うことになっている。

問題 17. 貨物の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③運用通達の3つの法令をチェックすればよい。

問題 18. 東京にあるA医科大学は、ほぼ毎日のように大学関係者が、海外の学会に参加して、発表をしたり、必要な輸出許可を取得して、菌やウイルスを海外の研究機関に持ち出しているが、外為法第55条の10第1項でいう「輸出等を業として行う者」には、あたらない。

問題 19. 外為法等遵守事項では、関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告することとしている。下線部分は正しい。

問題 2 0. 名古屋にある貿易会社Aの海外営業部のX課長は、上海にあるメーカーBより、スマートフォン用の電子部品 α の注文を受けた。X課長は、直ぐに電子部品 α を製造している東京の電子部品メーカーCに発注し、該非判定書を入手したところ、「電子部品 α は、輸出令別表第1の1から15の項には該当しないが、16の項に該当する。」と記載されていた。この場合、貿易会社Aは、当該電子部品 α を輸出する際、輸出許可を取得する必要がある。

問題 2 1. 東京にあるメーカーAは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を英国にある家電メーカーBにエアコン用として、輸出した。この場合、この輸出に関する資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から 少なくとも5年間保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題 2 2. 九州にあるA大学のX教授は、ロンドンにある出版社Bとの契約に基づき、外為令別表の3の2の項（1）に該当するウィルスの増殖技術（製造技術）に関する研究論文を、同社発行の月刊の科学雑誌 α に掲載するために、編集長Y宛に電子メールで今週原稿を送る予定である。この場合、X教授は、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 2 3. 東京にあるメーカーAは、中国にあるメーカーBより輸出令別表第1の5の項に該当する合金（価額200万円）の注文を受けたので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出しようとしたところ、用途は、戦車の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーAは、輸出後、経済産業大臣に報告をすればよい。

問題 2 4. 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の2の項に該当する貨物という意味である。

問題 2 5. 外為法等遵守事項では、組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすることが求められている。下線部分は正しい。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。

平成28年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第34回)

(STC Associate)試験問題